（給付制限事由該当等の届出）

第十七条　船舶所有者は、被保険者又はその被扶養者が法第百六条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当しなくなったときは、五日以内に、次に掲げる事項を協会に届け出なければならない。

一　被保険者等記号・番号又は個人番号

二・三　（略）

2　（略）

（育児休業等を終了した際の改定の申出）

第二十七条　法第十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　申出に係る被保険者の被保険者等記号・番号

三・四　（略）

2　（略）

（産前産後休業を終了した際の改定の申出）

第二十七条の二　法第十九条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　申出に係る被保険者の被保険者等記号・番号

三・四　（略）

2　（略）

（後期高齢者医療の被保険者等に該当するに至った場合等の届出）

第二十八条　被保険者は、被保険者が後期高齢者医療の被保険者等に該当するに至ったとき、又は後期高齢者医療の被保険者等に該当しなくなったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　（略）

二　被保険者等記号・番号

三・四　（略）

（介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合又は該当するに至った場合の届出）

第二十九条　被保険者は、被保険者又はその被扶養者が介護保険第二号被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第二号に該当する被保険者をいう。以下同じ。）に該当しなくなったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、被保険者又はその被扶養者が六十五歳に達したときは、この限りでない。

一　被保険者等記号・番号

二・三　（略）

2　被保険者は、介護保険第二号被保険者に該当しない被保険者又はその被扶養者が介護保険第二号被保険者に該当するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、被保険者又はその被扶養者が四十歳に達したときは、この限りでない。

一　被保険者等記号・番号

二・三　（略）

3　（略）

（給付制限事由該当等の届出）

第十七条　船舶所有者は、被保険者又はその被扶養者が法第百六条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当しなくなったときは、五日以内に、次に掲げる事項を協会に届け出なければならない。

一　被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二・三　（略）

2　（略）

（育児休業等を終了した際の改定の申出）

第二十七条　法第十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　申出に係る被保険者の被保険者証の記号及び番号

三・四　（略）

2　（略）

（産前産後休業を終了した際の改定の申出）

第二十七条の二　法第十九条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　申出に係る被保険者の被保険者証の記号及び番号

三・四　（略）

2　（略）

（後期高齢者医療の被保険者等に該当するに至った場合等の届出）

第二十八条　被保険者は、被保険者が後期高齢者医療の被保険者等に該当するに至ったとき、又は後期高齢者医療の被保険者等に該当しなくなったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　（略）

二　被保険者証の記号及び番号

三・四　（略）

（介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合又は該当するに至った場合の届出）

第二十九条　被保険者は、被保険者又はその被扶養者が介護保険第二号被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条第二号に該当する被保険者をいう。以下同じ。）に該当しなくなったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、被保険者又はその被扶養者が六十五歳に達したときは、この限りでない。

一　被保険者証の記号及び番号

二・三　（略）

2　被保険者は、介護保険第二号被保険者に該当しない被保険者又はその被扶養者が介護保険第二号被保険者に該当するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を船舶所有者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、被保険者又はその被扶養者が四十歳に達したときは、この限りでない。

一　被保険者証の記号及び番号

二・三　（略）

3　（略）